

保護者の皆様へ

東村山市教育委員会指導課

## 風水害等の発生が予想される場合及び熱中症特別警戒アラートが 発表された場合の学校の対応の変更について

日頃より東村山市の教育にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。東村山市の公立小・中学校では、これまでご案内してきたとおり台風接近等による風水害等の発生が予想され、以下の警報、または特別警報が発令された場合、熱中症特別警戒アラートが発表された場合、全小・中学校が臨時休業となります。この度、気象庁による新たな防災気象情報の運用が開始されたことに伴い、下線の部分について対応を変更します。

なお、事前に学校が臨時休業を判断した場合、やむを得ない事情により本対応とは異なる対応をとる場合については、その都度、学校から配布される通知等をご参照ください。

当日午前6時の時点で、気象庁より東村山市に下記のいずれかの「特別警報」「 <u>危険警報</u> 」「警報」が発令されている場合	前日午後2時に、翌日都内11か所全ての観測地点で暑さ指数(WBGT)最高値が35以上になると予想され、環境省より下記のアラートが発表された場合
<ul style="list-style-type: none"><li>・ レベル5大雨特別警報</li><li>・ 大雪特別警報</li><li>・ 暴風特別警報</li><li>・ 暴風雪特別警報</li><li>・ <u>レベル4大雨危険警報(追加)</u></li><li>・ 暴風警報</li><li>・ 暴風雪警報</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱中症特別警戒アラート (発令された日の翌日が臨時休業となります)</li></ul>



**全校臨時休業**

※全校臨時休業となる場合は、東村山市教育委員会より、れんらくアプリにてお知らせいたします。